

長岡グローバル人材活躍推進協議会設置要領

(設置)

第1条 付加価値の源泉であるイノベーションを起こすクリエイティブな人材が集う地域に向け、年齢や性別、国籍、価値観や考え方の違いなどを超えた高度人材が集い、魅力的な地域中核企業群が形成される環境づくりを推進するため、関係者の連携による長岡グローバル人材活躍推進協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、その目的を達成するため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 外国人人材が暮らしやすい環境作り
- (2) 高度外国人材と企業の交流やマッチング方策の構築
- (3) 企業のグローバル化を支援する専門人材の活用
- (4) 高度外国人材が活躍する企業群に向けた総合支援体制の整理
- (5) その他目的を達成するために必要なこと

(組織)

第3条 本協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名

- 2 会長は、長岡市長をもって充てる。
- 3 副会長は、産業界、教育機関等から会長が選出する。
- 4 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- 5 第1項の規定にかかわらず、会長は、必要に応じ構成機関を追加することができる。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、オブザーバーとして関係者の出席を求めることができる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、分科会を設置し、関係者の出席を求めることができる。
- 4 会議は、必要に応じて、書面または電子メールによる意見照会をもって代えることができる。

(事務局)

第5条 協議会の庶務は、長岡市商工部産業立地課において処理する。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和元年7月23日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。